

広島県告示第九百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年十一月六日までの間、縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中世羅三和線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
世羅郡世羅町大字下津田字笹原一〇一九一番元 地先から 世羅郡世羅町大字下津田字論田一〇〇五番二地先 まで	旧	三・八〇〇 ・六〇 一・一〇〇 三九・五〇〇	二〇〇・〇〇 一七〇・〇〇	
世羅郡世羅町大字下津田字笹原一〇一九一番元 地先から 世羅郡世羅町大字下津田字論田一〇〇五番二地先 まで	新	一・一〇〇 三九・五〇〇	一七〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二〇〇・〇〇 メートル